

旧山形師範学校講堂保存活用実行委員会 規約

第1条（名称と目的）

本会は「旧山形師範学校講堂保存活用実行委員会」と称し、講堂の保存・活用、並びに文化財としての価値の継承・発信を通じて、地域文化の振興とまちづくりに寄与することを目的とする。

第2条（活動内容）

本会は前条の目的達成のため、以下の活動を行う。

1. 講堂の保存・修復および国重要文化財指定に向けた提言・働きかけ
2. 教育・文化イベント、展示、体験プログラムの企画・実施
3. 歴史資料等の収集・展示
4. 関係機関・団体との連携
5. 資金調達および会計管理
6. その他、本会の目的に資するまちづくり、教育、文化振興、商工業および観光に関する活動

第3条（会員）

本会は、活動に参加する構成員（実行委員）および活動を支援する賛助会員で構成する。

第4条（運営と役員）

本会の運営にあたり、以下の役員を置く。

- 会長：会を代表し、業務を統括する
- 副会長：会長を補佐し、必要に応じて代行する
- 事務局長および事務局員：事務・会計を担う
- 監査：会計を監査する

役員は総会で選出し、任期等は必要に応じて定める。

第5条（会議と意思決定）

本会は年1回以上の総会を開き、活動方針、会計報告、規約の改正、役員選出など重要事項を審議する。必要に応じて臨時会議を開催できる。

第6条（会計と情報公開）

会の経費は、寄付金・助成金・その他収入でまかなう。会計年度は4月1日から翌年3月31日までとし、会計報告は監査を経て総会で承認し、必要に応じて公開する。

第7条（事務所）

本団体の主たる事務所は、事務局長宅に置く。

附則

この規約は令和7年6月11日より施行する。

本会の解散と残余財産の処分は総会の3分の2以上の賛成をもって決定し、残余財産処分は公共的な団体への寄付とする。